

書籍出版記念セミナー

事前に知っておくべき！

相続の手続きと 生前対策の基礎知識

相続・贈与相談センター 赤坂支部
アイリス税理士法人

相続・贈与相談センターのご紹介



相続・贈与相談センターは
全国100地域の加盟会計事務所と
相続コンサルタントにより
構成された全国組織です。

個人と社長の相続や事業承継の
悩みに対応できる地域ナンバー1
事務所を目指しております。

各士業や企業との連携により、
税法・不動産・保険等、相続・贈与に関する
ワンストップサービスが受けられます。

書籍出版のご案内について

2021年9月に当事務所の代表税理士・城行永が共著した書籍が出版されました。相続の基礎知識や手続き、税金対策や新しく改正施行された法律などをご紹介します。ご興味お持ちでしたらお送りいたしますので、ぜひ、ご連絡いただくと幸いです。



令和最新版 プロが教える！

相続手続きと 生前対策ハンドブック

4つのポイントでやさしく解説しています！

- 相続の基本を知ろう
- 相続トラブル事例
- 事前に確認しておきたい相続後の各種手続き
- 失敗しない生前対策

- 【 第 1 章 】 相続の基本を知ろう！
- 【 第 2 章 】 事前に確認しておきたい相続後の各種手続き
- 【 第 3 章 】 相続のトラブルを回避しよう！
3つの事例と解決策
- 【 第 4 章 】 節税だけではない、失敗しない生前対策
- 【 第 5 章 】 相続の対策は誰に相談すればいい？

【第1章】

相続の基本を知ろう！

ずばり「相続」とは？

相続とは、ある人が亡くなったときに、その人（故人）の財産を、特定の人が引き継ぐことです。そして、死亡した人を被相続人といい、財産を引き継ぐ権利がある人を相続人といいます。また、「特定の人」が引き継ぐとは、一定の親族関係にある者が財産上の権利・義務を引き継ぐことを意味します。

被相続人



渡す方、死亡された方

財産の引継ぎ

相続

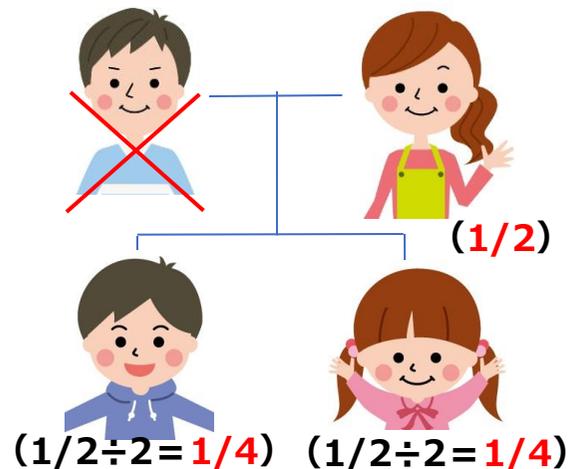
相続人



受け取る方、配偶者や
子供などの親族

「誰が？」「どのくらい？」相続できるの？

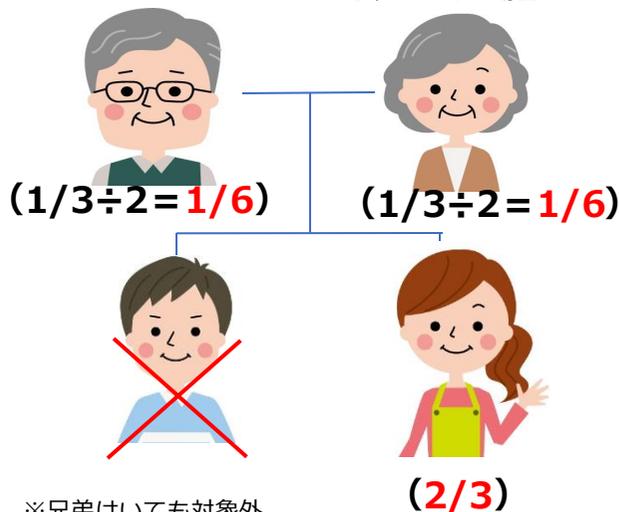
①妻と子2人の場合



※親・兄弟はいても対象外。

②妻と親の場合

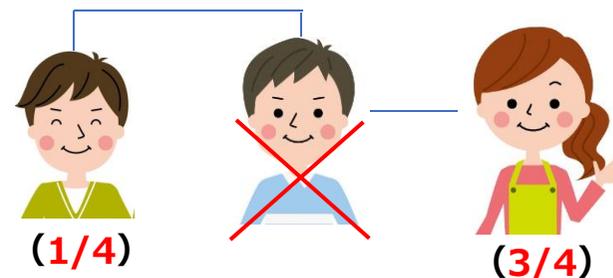
※子供がいない場合。



※兄弟はいても対象外。

③妻と兄弟姉妹の場合

※子供・親がいない場合。



『夫』の財産が**6,000万円**だとすると……

妻：6,000万円×1/2=3,000万円
子：6,000万円×1/4=1,500万円

妻：6,000万円×2/3=4,000万円
親：6,000万円×1/6=1,000万円

妻：6,000万円×3/4=4,500万円
兄：6,000万円×1/4=1,500万円

妻は必ず相続。それ以外は子供→親→兄弟の順で相続。

相続税がかかる財産、かからない財産

相続税で課税される財産は以下のように分類されます。

課税される財産

- ① 本来の相続財産
- ② みなし相続財産
- ③ 相続開始前3年以内の贈与財産

課税されない財産

非課税財産

財産の価額から控除するもの

債務・葬式費用

知らないと損をする制度がある！

- ・ 贈与税の特例
- ・ 小規模宅地等の特例
- ・ 夫婦間の居住用不動産の贈与
- ・ 配偶者居住権
- ・ 特別寄与料
- ・ 遺言の法務局預かり制度

どの制度を利用するかは専門家と相談しましょう！



【第2章】

事前に確認しておきたい
相続後の各種手続き

こんなにあるの？ 相続後の手続き一覧①

大枠	期日	項目
死亡直後	亡くなった直後	葬儀社手配
		死亡診断書
		医療費精算
	死亡を知ってから7日以内	死亡届
	告別式までもしくは死亡後8日以内	火葬（埋葬）許可申請
		葬儀費用精算
	死後速やかに	立替金管理表作成
		預貯金の確認
	死後14日以内	年金の請求
		年金の停止
介護保険資格停止		
健康保険喪失届と保険証返却		
世帯主変更手続き		
公共・支払い金	死後速やかに	電話
		電気
		ガス
		水道
		インターネット
		家賃
		会員費
		クレジットカード解約
民間保険	死後～3年以内	生命保険の請求
	死後速やかに	医療保険の請求
国民健康保険	死後～2年以内	葬祭費の請求
健康保険	死後～2年以内	埋葬料もしくは埋葬費の請求

こんなにあるの？ 相続後の手続き一覧②

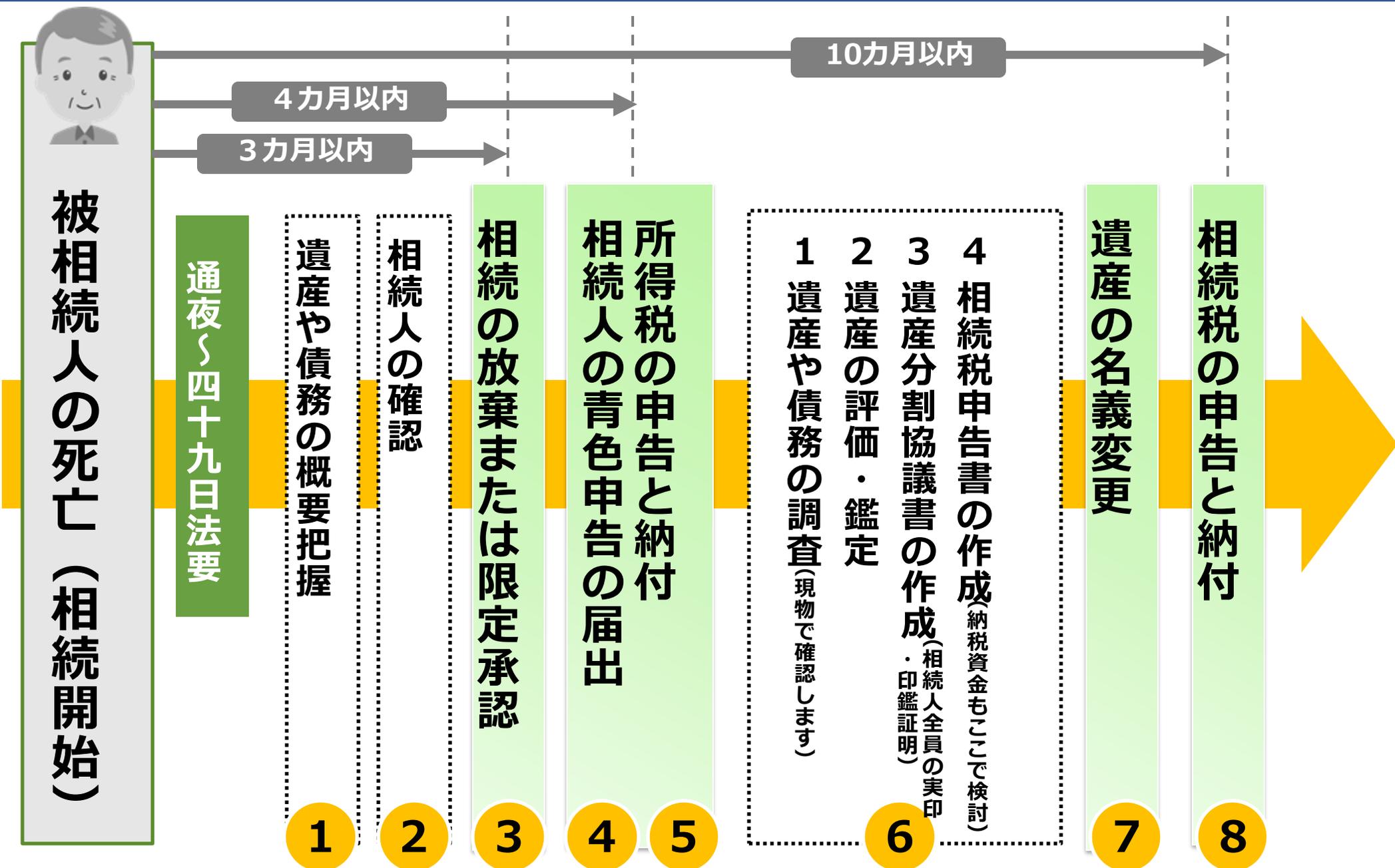
大枠	期日	項目
健康保険	死後～2年以内	葬祭費の請求 家族埋葬費
	死後速やかに	高額医療費請求
国民年金手続き	死後～2年以内	国民年金死亡一時金
国民年金	死後～5年以内	寡婦年金
		遺族基礎年金
厚生年金	死後～5年以内	遺族厚生年金
その他保険	団体による	団体弔慰金 共済年金
	死後～5年以内	簡易保険
労災保険	死後～2年以内	葬祭料
	死後～5年以内	遺族補償給付
還付	準確定申告時	医療控除還付手続き
相続	死後速やかに	遺言書確認
		財産の確認
		財産の評価
	相続開始から3カ月以内	相続放棄 限定承認
	相続開始から4カ月以内	準確定申告
	死後速やかに	遺産分割協議書
		預金名義変更
		不動産の相続登記
		借地・借家契約書の変更
		住宅ローン手続き
賃貸住宅解約・変更		
扶養控除の異動手続き		
特許権		

こんなにあるの？ 相続後の手続き一覧③

大枠	期日	項目
相続	死後速やかに	著作権
		貸付金
		保証金
		債務 借り入れ
		持ち株の名義変更
		その他名義変更
	死後～10か月以内	相続税申告 納付
	死後速やかに	自動車登録変更
		自動車納税手続き
		自動車保険請求
運転免許証返却		
返却	死後速やかに	資格証返却
		リース レンタルサービス
	死亡後1ヶ月以内	雇用保険受給証返却
	死後速やかに	障がい者手帳返却
		各所属団体退会申請
勤務先	死後速やかに	死亡退職届
		退職金 給与申請
		身分証 社員証返却
		健康保険証返却

これらは一部です。上記のような手続きなどを期日内に行うため労力・時間が非常にがかかります。

相続開始から相続税申告までの手続き（申告期限は10カ月）



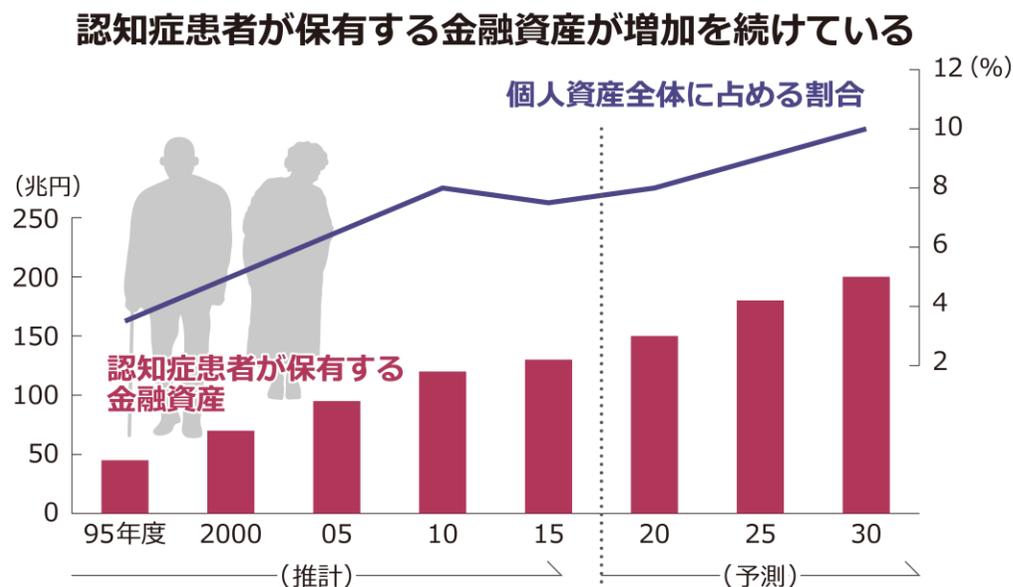
【 第3章 】

相続のトラブルを回避しよう！

3つの事例と解決策

① 認知症になると実行できない 「遺言」「贈与」「不動産売買」などの相続対策

2030年には、認知症により200兆円規模の金融資産が凍結する可能性があるといわれています。資産の凍結を防ぐためにも、**専門家による対策**が急務となっています。



認知症になるとできないこと

- 不動産などの売却ができなくなり、**介護資金**の準備ができなくなります。
- 銀行口座からまとまったお金をおろせなくなり、事実上の**口座凍結状態**になってしまいます。
- 遺産分割協議は**相続人全員一致**によっておこなうため、認知症の方が**遺産分割**に参加できないと、相続手続きができなくなってしまいます。
- 生前贈与や不動産活用などの**相続税対策**ができなくなります。不動産、有価証券、現金・貯金の構成やあり方を見直すには『使用・収益・処分』といった『意思能力』を伴う処理が必須となります。

② 税務調査のターゲットにされる「名義預金」とは？

ご自身が所持している現金を、お子さんなどの別の名義人の銀行口座を開設して、その名義人が存在を知らない預金を名義預金と言います。また、誰かに財産を譲ることは贈与となりますので、贈与のルールを守らないといけません。口座の管理の仕方によって後に名義預金とみなされてしまう可能性があります。名義預金とみなされる5つのケースを紹介します

名義預金とみなされてしまう5つのケース

- ① 預金口座があることをお子さんが知らない
- ② 通帳と印鑑をお子さんが所持していない
- ③ 口座開設時のお届印がお子さんの印鑑ではない
- ④ 収入がないのに多額の預金がある
- ⑤ 贈与税の対象なのに申告・納税をしていない

③相続財産のほとんどが不動産の場合は要注意

普段は仲の良い家族、兄弟であっても、相続によって揉めてしまうケースは多くあります。財産が少なければ揉めないというわけではありません。不動産のように、分けにくい財産を持っている場合には、分割の際に揉めてしまったり、とりあえず共有名義にしたことにより後々揉めることもあります。生前から家族に自分の思いを伝えておく、遺言書を作成しておく、分割しやすい預貯金を作っておくなどの対策が必要です。

家庭裁判所で取り扱われている

遺産分割事件（訴訟）は毎年1万件以上

（H29年度は12,188件）

持ち込まれている相談件数はその約10倍で

毎年10万件以上



相続登記の義務化

2024年を目途に相続登記の義務化が進められています。

相続や遺贈（相続人に対する遺贈に限ります）で不動産を取得した者が、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、所有権を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記を義務付けられます。また義務化に合わせて、罰則や登記の簡略化などの制度の新設・見直しが進められています。

【第4章】

節税だけではない、
失敗しない生前対策

家族間の相続トラブルを防ぐには早めの遺言が必要

相続人による争いを防止する遺言書

財産の大小に関わらず、**相続人による争い（争族）を防止する**ために、財産の分け方や被相続人の意思を反映させる意味で遺言書は有効的です。相続税が課税されないからといって遺言書が必要なくなるというわけではありません。また、遺言書を書くということは、亡くなった方の意思を相続人に伝えるためにも有効といえます。

遺言がある場合・ない場合

遺言書がある場合には、遺言書の内容が優先され、内容に基づいて遺産が分割されます。ない場合には、相続人間で話し合いをして「誰がどの財産をもらうか」を決めることとなります。これを遺産分割協議といいます。なお、遺言書がある場合でも、相続人全員が同意すれば、遺言書がない場合と同じように遺産分割協議を行うことができます。

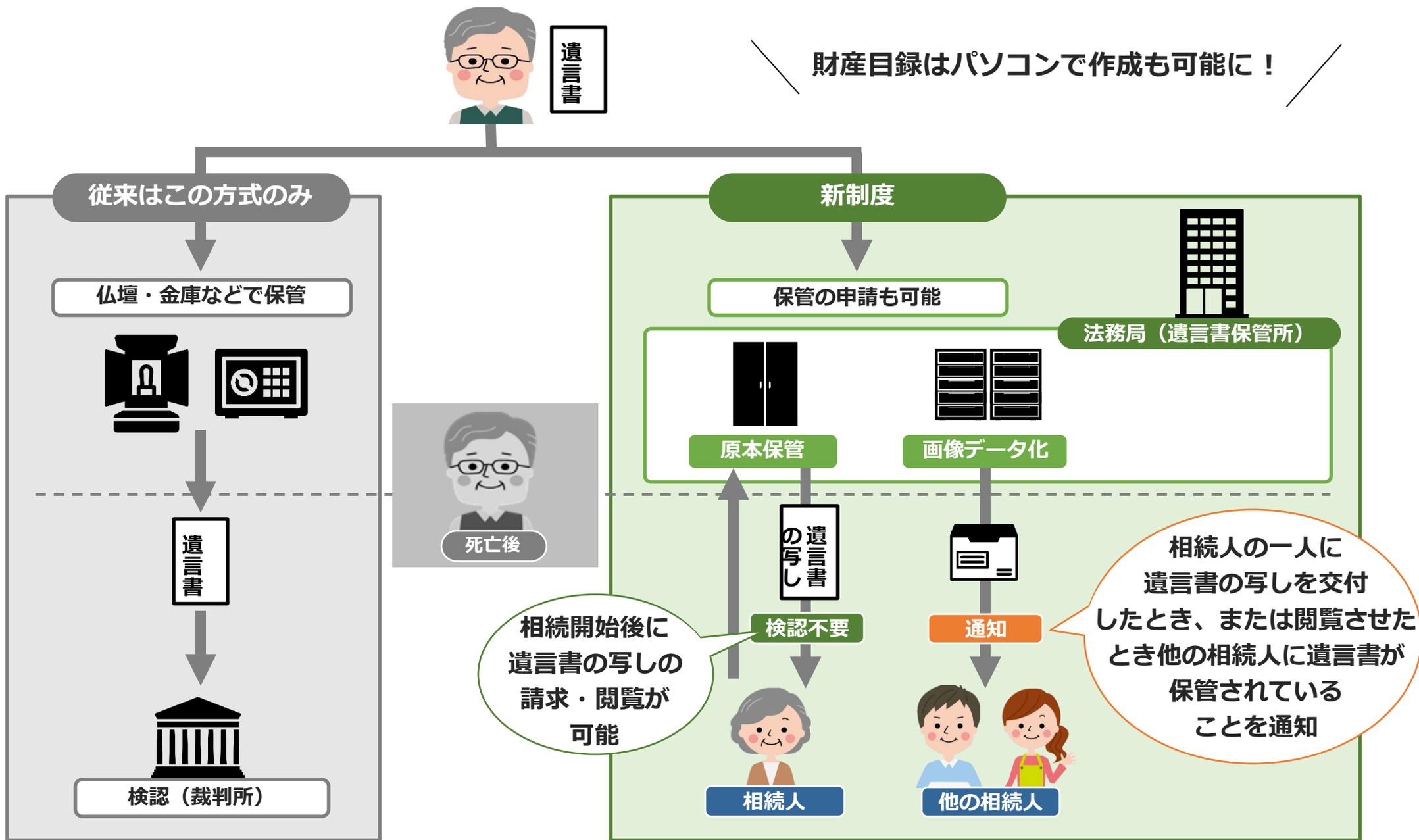
遺言がある場合

⇒遺言書の内容に基づいて遺産を分割

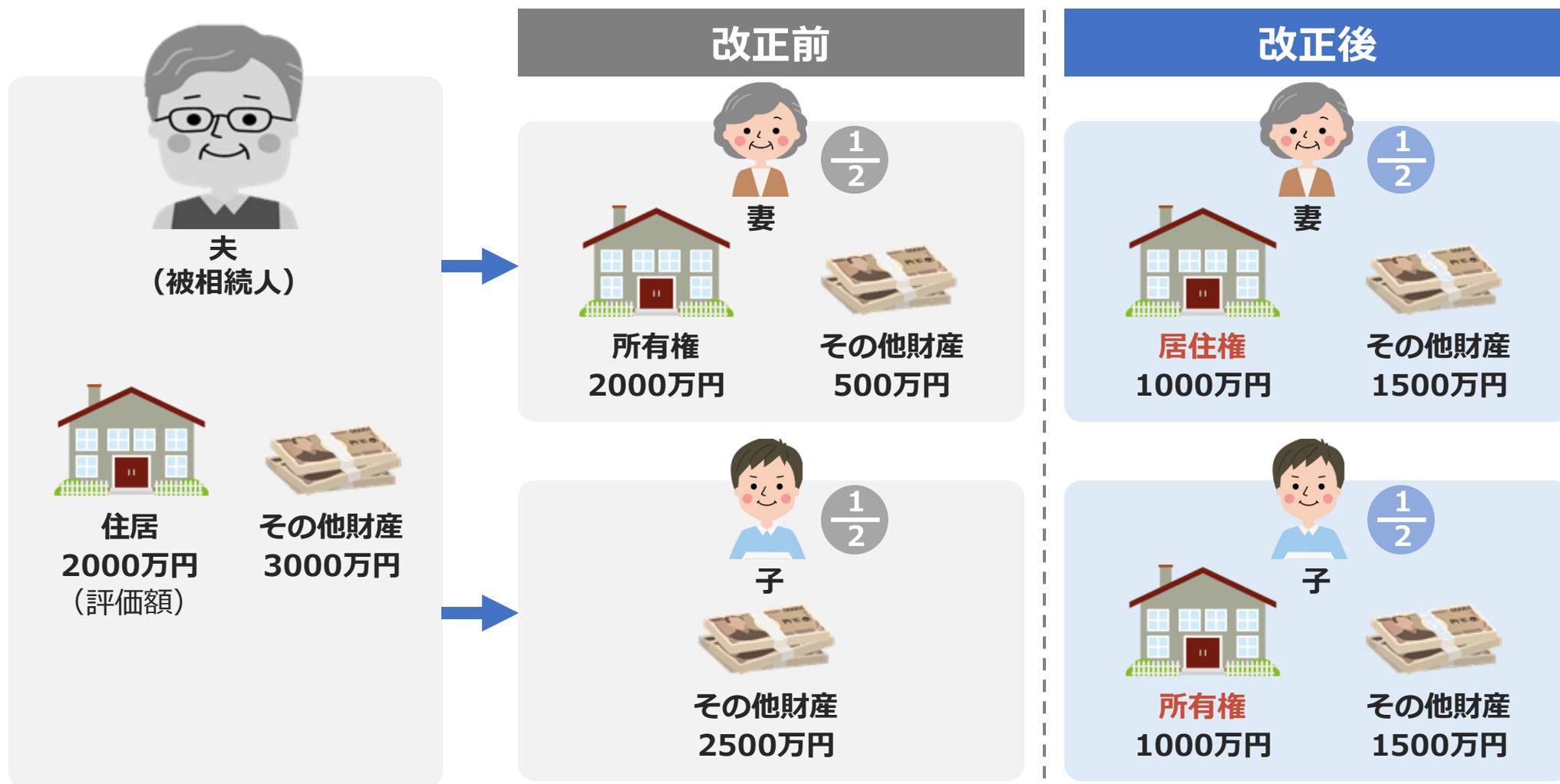
遺言がない場合

⇒相続人間で遺産分割協議を行い、遺産を分割

新設された「自筆証書遺言書保管制度」を活用しよう！



注目すべき新制度①「配偶者居住権の創設」

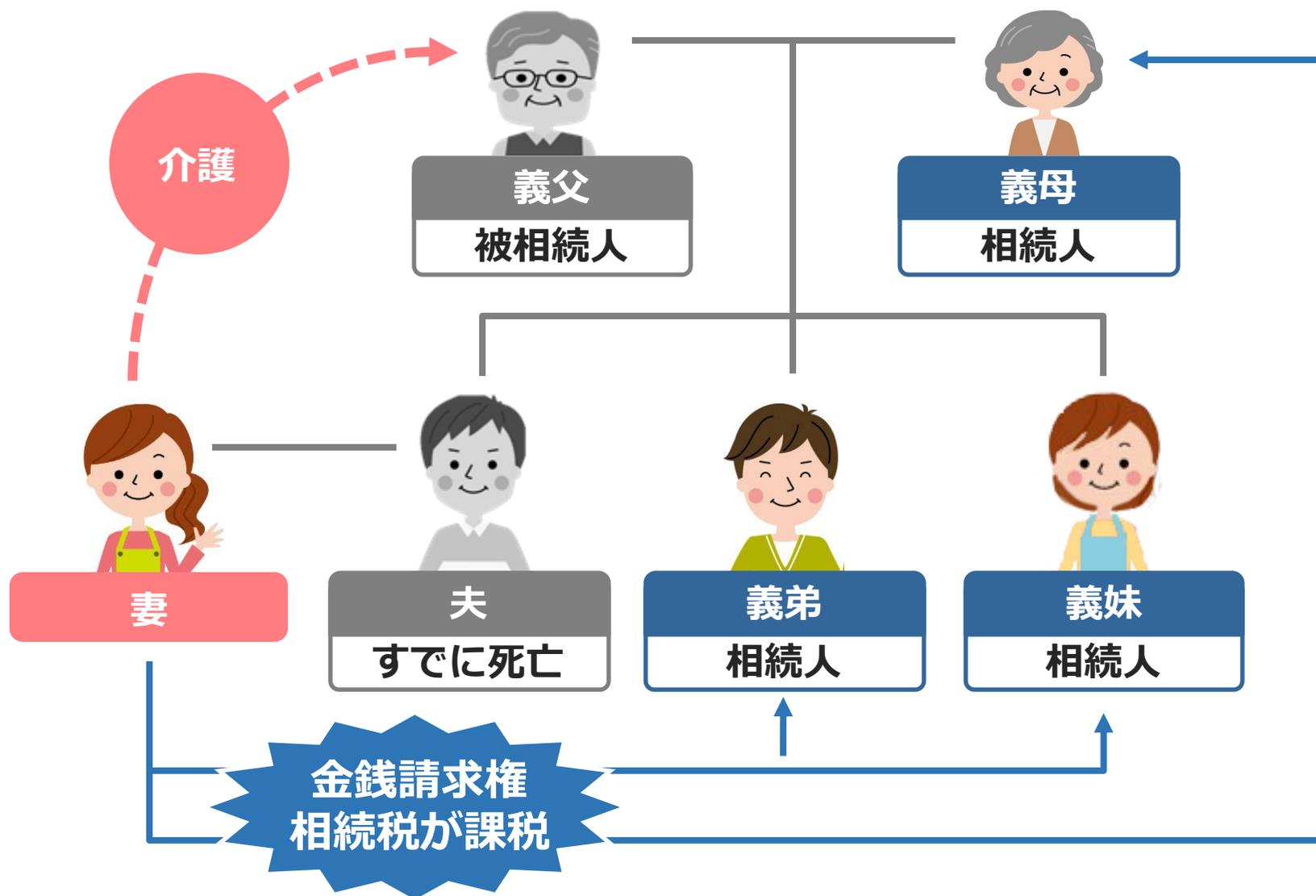


ポイント

今の住居に住み続けながら、生活資金も得やすくなります。

注目すべき新制度②「特別寄与料制度」

被相続人やその財産維持などに協力した親族は金銭請求が可能に



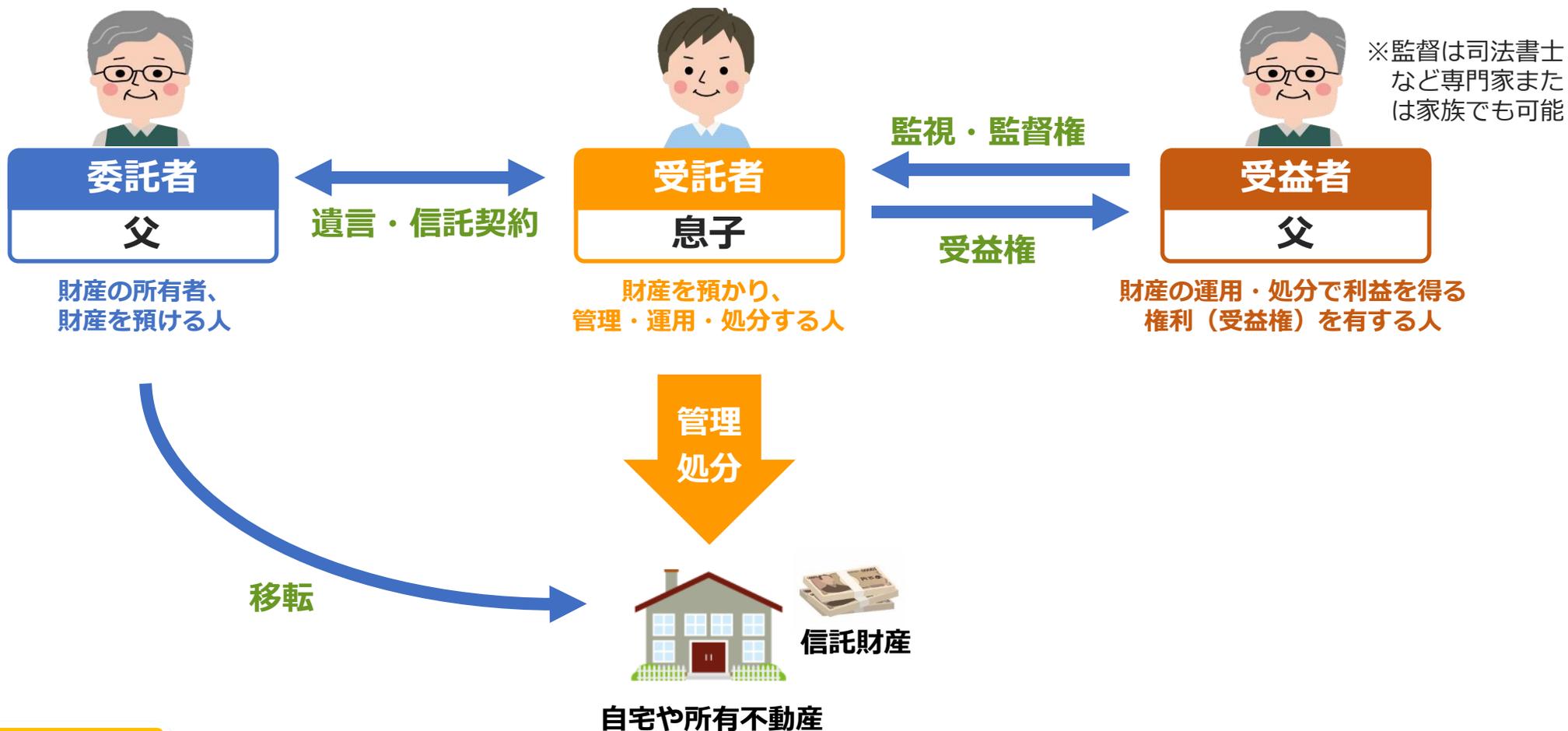
義父の介護をしていた妻は、遺産を相続した義母・義弟・義妹に金銭を請求することができる

特別寄与料

【税金への影響】

特別寄与料を取得したものには相続税が課税される。
支払うべき相続人からは寄与料分を控除。

民事信託を活用した認知症対策



ポイント

遺言書や贈与、後見人などと併用して使用することができます。民事信託の設計は非常に難しく、組成後のトラブルになるので、必ず専門家に相談してください。

使いやすい節税対策①「贈与」の活用

生前贈与の最も大きな目的といえるのは、将来の相続税対策です。相続が発生すると亡くなった人の持っていた財産の額に応じて相続税が課税されます。予め配偶者や子、孫などに財産を贈与しておくことにより、相続が発生したときの財産を減らしておき相続税を安くすることができます。

生前贈与のメリット

- ① 予め相続財産を減らせる相続税対策
- ② 相続時のトラブル防止遺産分割に自分の意思を反映
- ③ 不動産・株式等の評価額対策不動産、株式等の価値上昇

贈与には、年間110万円の控除が認められる「暦年贈与」や、2,500万円まで非課税の「相続時精算課税制度」、条件が揃えば一定額まで非課税の「特例」など様々な方法があります。このあと一部をご紹介します。

使いやすい節税対策①「贈与」の活用

相続税は、「超過累進税率」といって、亡くなった人の財産の評価額が高ければ高いほど税率が高くなる仕組みとなっています。贈与税も同様に、贈与した財産の評価額が高ければ高いほど税率が高くなる仕組みとなっています。この仕組みをうまく利用すると、相続税の節税を図ることができます。具体的に、数字を入れて比較してみます。贈与税の基礎控除は年間110万円までです。

例) 税制改正後（平成27年以後）、相続人2名、資産1億5000万円の場合

パターン1 生前贈与なし

税目	財産額	基礎控除	課税対象額	税率	控除	税額
相続税	1億5000万円	4200万円	1億800万円	40%	1700万円	2620万円

パターン2 事前に相続人にそれぞれ500万円ずつ贈与した場合

税目	財産額	基礎控除	課税対象額	税率	控除	税額
贈与税	500万円	110万円	390万円	20%	25万円	53万円
贈与税	500万円	110万円	390万円	20%	25万円	53万円
相続税	1億4000万円	4200万円	9800万円	30%	700万円	2240万円
			合計			2346万円

合計：274万円の差

使いやすい節税対策②「贈与の特例」の活用

相続税や贈与税の計算において、上場株式であれば相続や贈与の時の時価、不動産もその日の時価により評価します。不動産・株のように評価額が一定でない資産は相続時に今より評価額が上がっている可能性も否めません。今後価値が上がると思われるもの、**収益性の高いものについては事前に贈与しておくことで、相続の負担を軽減**できます。

新聞・ニュースより一部抜粋

国土交通省発表

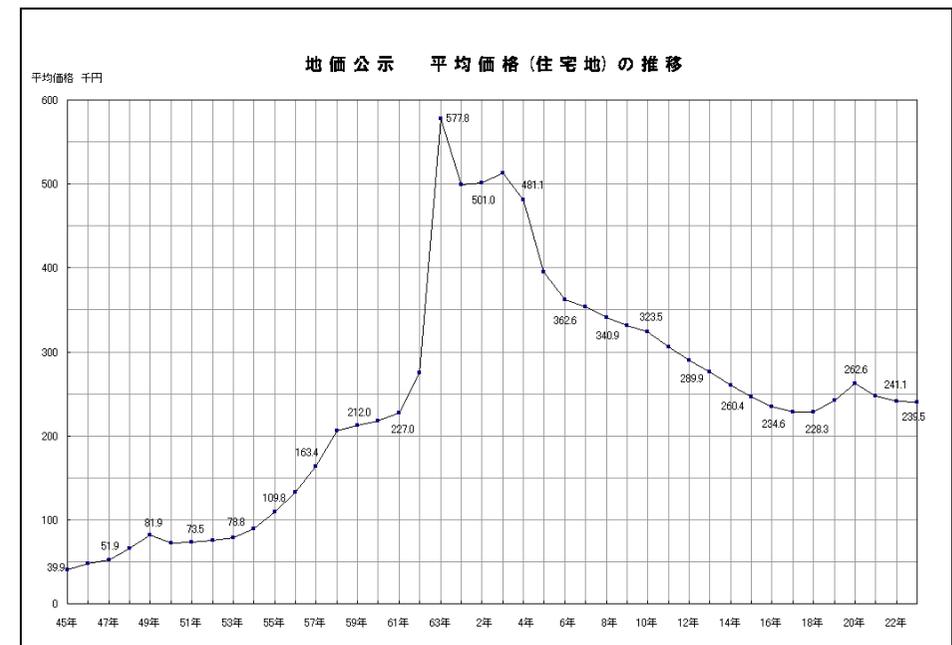
「約3年ぶりに地価の上昇地点が下落地点を上回る」

朝日新聞

「東日本大震災後、高台の地価上昇 一部地区はバブル期水準」

日本経済新聞

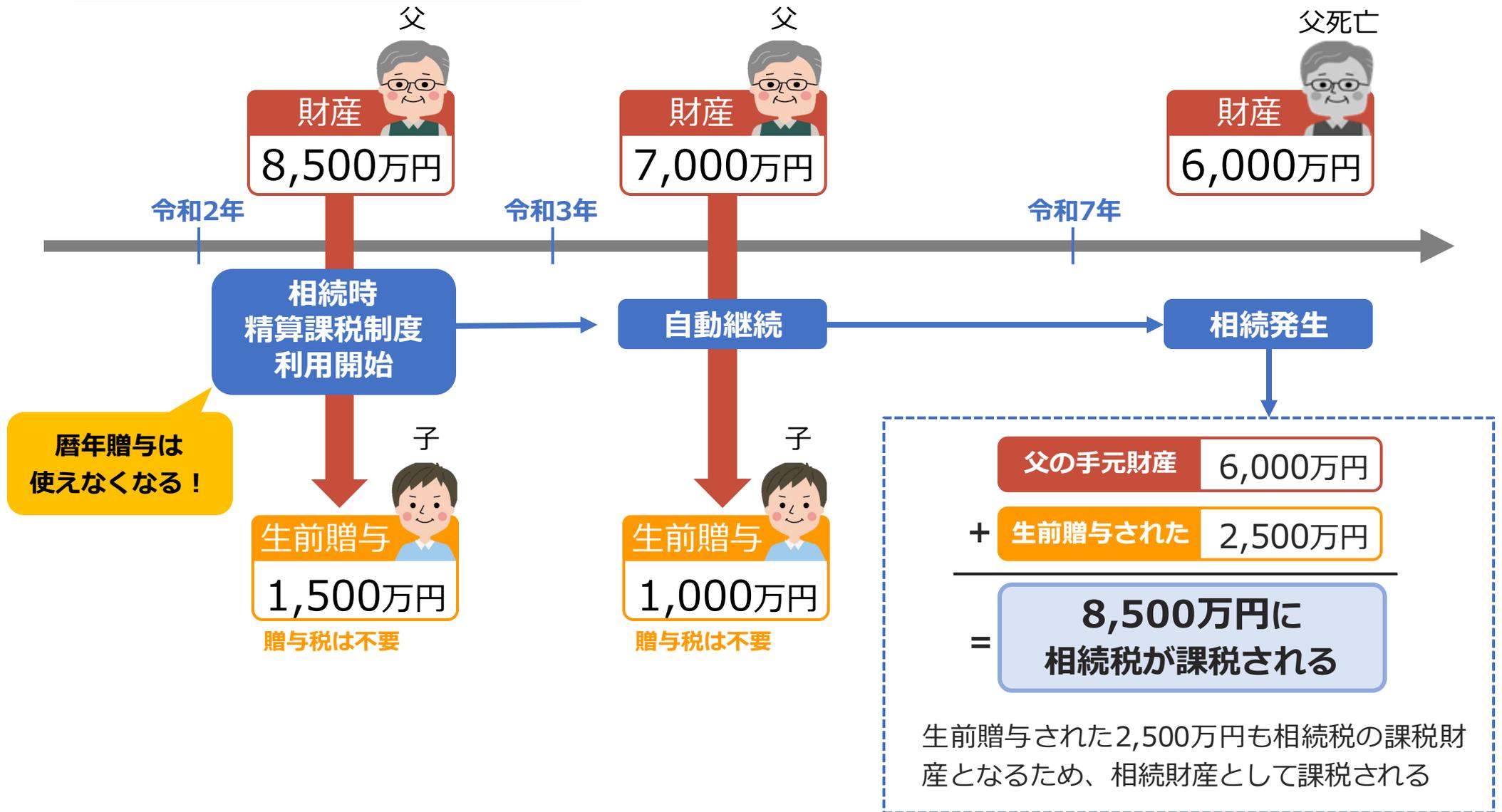
「全国主要150地区のうち、16地区の地価が上昇。前回調査時1地区から大幅増。」



また、収益物件を生前贈与することにより、賃貸用不動産であれば賃貸料収入、株式等の有価証券であれば配当金や収益分配金など、収益をもらえる権利も移転することができます。ただし「暦年贈与」は控除額が110万円のため、**不動産や有価証券を暦年贈与を使って承継させるのは現実的ではありません。そこで、「相続時精算課税制度」や「夫婦間の居住用不動産の贈与」「教育資金の一括贈与」など特例が設けられています。**

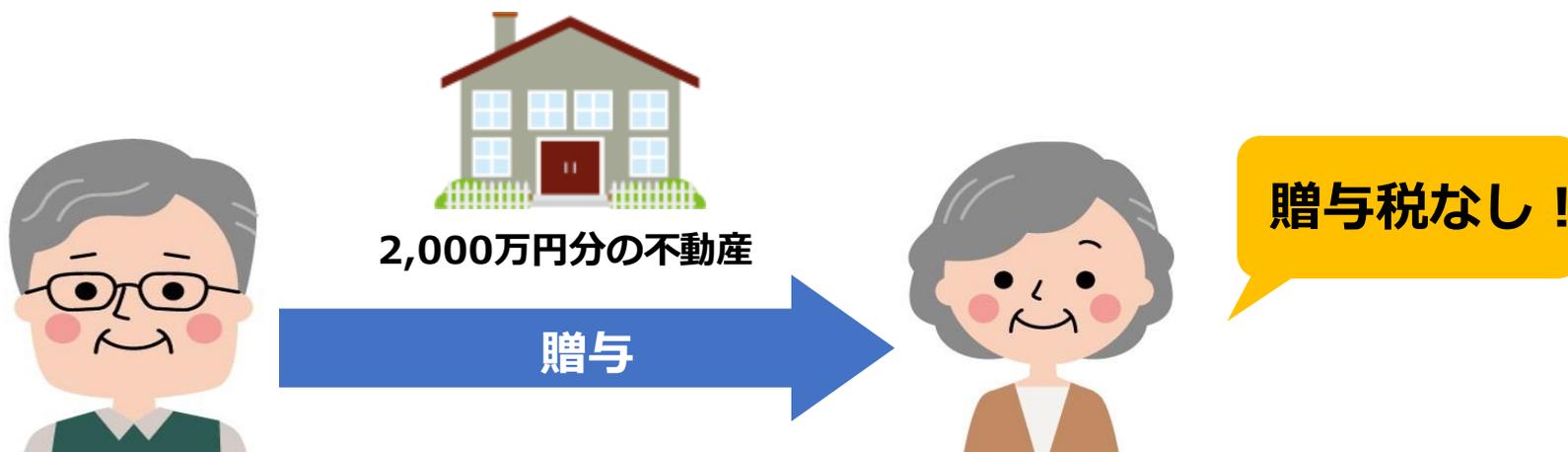
使いやすい節税対策② 「贈与の特例」の活用

相続時精算課税制度の活用



使いやすい節税対策②「贈与の特例」の活用

夫婦の間で居住用の不動産を贈与したときの配偶者控除



対象者：婚姻期間が20年以上の配偶者
対象財産：居住用財産（土地、建物、購入費）
控除金額：2,000万円

ポイント

同じ配偶者からの贈与については一生に一度しか適用を受けることができません。
基礎控除110万円と併用して2,110万円まで非課税にすることができます。

使いやすい節税対策② 「贈与の特例」の活用

住宅取得資金贈与の特例

令和2年4月1日～令和3年12月31日の期間に契約締結した場合、省エネ住宅は1,000万円、それ以外の住宅は500万円が非課税。また、消費税等の税率が10%の場合は、省エネ住宅は1,500万円、それ以外の住宅は1,000万円が非課税となります。

一般的な贈与



贈与者



受贈者

年110万円以上の贈与

「贈与税」発生

住宅取得資金贈与の非課税制度



贈与者



受贈者



子・孫・ひ孫に対して
マイホーム購入資金としての贈与
であれば上限額まで

「税金0円」

ポイント

住宅取得資金のほか、教育資金、結婚子育て資金などの特例があります。

使いやすい節税対策③「生命保険」の活用

契約者・被保険者が被相続人で、受取人が相続人の場合、受け取った生命保険金は、民法上「受取人の固有財産」となりますが、相続税法上、「みなし相続財産」として、相続税の課税対象となります（相続税法第3条1-1）。しかし、『500万円×法定相続人の数＝非課税限度額』までは「非課税財産」として、相続税は課税されません。また生命保険金により、多額の納税資金の準備や、親族間の争い防止対策にもなります。

遺産分割対策

死亡保険金の
受取人指定により
親族間の争いを防止
(遺留分対策も考慮)

納税資金対策

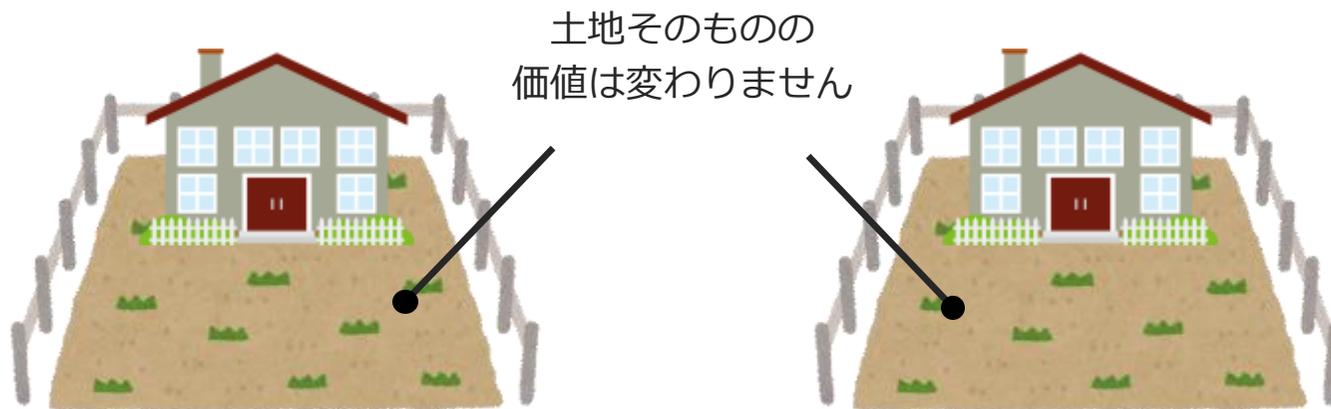
生命保険金により
多額の納税資金を準備

財産評価の 引き下げ対策

生命保険の非課税枠
(法定相続人の数×500万円)
の活用により
相続財産を圧縮し
相続税の減税

使いやすい節税対策④

不動産の相続が8割引きに？「小規模宅地等の特例」



同じ家でも、
特例を適用して
評価額が下がると
相続するときに
節税できる

評価額
5,000万円

330㎡(約100坪)まで

80%
減額

評価額
1,000万円

ポイント

居住用、貸付用、事業用など種類や摘要判定が難しいので、専門家に必ず相談してください。また、居住用の場合、当該地を承継する相続人が既に自分用の「住まい」を別で所有している場合は認められません。

相続税対策の一覧①

対策項目	節税効果の概要	適用要件など
生命保険	相続時 法定相続人数×500万円まで 非課税	受取人を相続人に指定している死亡保険金の非課税枠を最大限に活用し、課税財産額を減らします。
退職金支給	相続時 法定相続人数×500万円まで 非課税	被相続人の死亡によって、被相続人に支給されるべきであった退職手当金、功労金その他これらを受け取る場合で、被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したものは、相続財産とみなされて相続税の課税対象となるが、非課税枠が設けられています。
不動産の購入	現金より不動産の方が 相続評価が下がる	現金を使って不動産を購入し、相続評価額を減少させます。家賃収入がある場合、その収入を納税資金などにあてたり遺産分割対策にすることもできます。
土地活用	更地より建築物のある土地は 相続評価が下がる	土地に賃貸住宅を建てるなど、活用方法を変えます。建物が新しく課税財産に追加されます。借入金をマイナスの財産としたり、家賃収入を納税資金や遺産分割対策に回すこともできます。
小規模宅地の特例	条件摘要により最大80%の 評価減	被相続人と自宅で生計をともにしたり事業を引き継ぐ事で土地の評価を下げます。
自社株評価を下げる	個別による	役員報酬の引き上げや別会社設立などを行います。新事業承継税制を適用の場合、自社株に対する相続税や贈与税の納税の猶予、将来的に免除の場合もあります。
養子縁組	法定相続人が増えるため 基礎控除（600万円）が増える	基礎控除を増やすだけでなく、保険などの非課税枠を増やすことができます。

相続税対策の一覧②

対策項目	節税効果の概要	適用要件など
贈与 (相続時精算課税制度 自社株)	最大2,500万円までが非課税	将来、価格が上昇すると見込まれる自社株や評価を下げた自社株を贈与します。
贈与 (相続時精算課税制度 不動産)	最大2,500万円までが非課税	将来、価格が上昇すると見込まれる不動産を贈与します。その不動産から得られる収益を納税資金とする事もできます。
住宅取得資金の一括贈与	最大1,500万円までが非課税	令和2年4月1日～令和3年12月31日の期間に契約締結した場合、省エネ住宅は1,000万円、それ以外の住宅は500万円が非課税 また、消費税等の税率が10%の場合は、省エネ住宅は1,500万円、それ以外の住宅は1,000万円が非課税となります。
教育資金の一括贈与	最大1,500万円までが非課税	令和5年3月31日までの間に、30歳未満の受贈者が、教育資金に充てるため金融機関等との一定の契約に基づき利用可能です。
結婚・子育て資金の一括贈与	最大1,000万円までが非課税	令和5年3月31日までの間に、20歳以上50歳未満の受贈者が、結婚・子育て資金に充てるため金融機関等との一定の契約に基づき利用可能です。
配偶者へ居住の為の財産贈与	最大2,000万円までが非課税	婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円まで控除できます。
民事信託の活用	直接的な相続税対策とはならないが、間接的な節税対策は可能	財産の運用を親族に託します。ご家族の意思、資産の状況に合わせた形式を取ります。 委託者（被相続人）が認知症になった場合も受託者（相続人）が財産の運用や処分が可能のため、税金対策などの施策が取れます。

【 第5章 】

相続の対策は誰に相談すればいい？

相続は専門家に相談しましょう

本日ご紹介した例はあくまでも一例です。
相続は税制面でも人間関係でも予想以上に問題になりやすい
ので、「自分たちは大丈夫」と思わずに一度専門家への相談
をしましょう。



税理士は、相続の問題を親身に解決する
身近な相談役です

「まずは相談を！」

お問い合わせ先

お電話でのご相談・ご質問はこちら

東京事務所

 **03-5436-3737**

福岡事務所

 **092-733-1840**

 相続・贈与相談センター®
アイリス税理士法人

お気軽にご相談ください。